

各位

横浜信用金庫

米国 OFAC 規制に関する留意点について

平素は横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行から取引を制限されるなど、その後の取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下記のような取引は当金庫ではお取扱いが出来ませんので、外国為替取引を行うお客さまは、これらに該当しない取引であることを十分ご確認の上、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

● OFAC 規制上の理由により、当金庫でお取扱いが出来ない米ドル建取引 (令和3年4月現在)

- ① 取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域が含まれている場合

(注) 取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

- ② 米国政府より特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等の関与する取引

● 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当する取引

米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与する取引

※ あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については、OFAC ホームページにて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいた取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫より取引の詳細な内容を確認させて頂き、その結果によっては、当金庫の判断により、当該取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

